

## 市第92号議案

## 港湾施設の指定管理者の指定

次のように港湾施設の指定管理者を指定する。

令和3年12月7日提出

横浜市長 山中竹春

区 分	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
物流等関連施設	中区山下町2番地	横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長 伊東 慎介	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
大さん橋	中区海岸通1丁目1番地	一般社団法人横浜港振興協会 会長 藤木 幸夫	同
臨港パーク関連施設	西区みなとみらい一丁目1番1号	株式会社横浜国際平和会議場 代表取締役社長 額田 樹子	同
港湾厚生関連施設	中区山下町277番地の1	一般社団法人横浜港湾福利厚生協会 会長 藤木 幸夫	同
日本丸メモリアルパーク	西区みなとみらい二丁目1番1号	公益財団法人帆船日本丸記念財団 理事長 青木 治	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで
横浜港シンボルトワー	東京都中央区日本橋本町3丁目3番6号	商船三井興産株式会社 代表取締役社長 田中 健輔	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
八景島	金沢区八景島	株式会社横浜八景島 代表取締役社長 竹口 豊	同
海づり関連施設	大阪府中央区南船場2丁目3番2号	イオンディライト株式会社 代表取締役社長 濱田 和成	同

(備考)

この表における「区分」とは、横浜市港湾施設条例（平成30年10月横浜市条例第52号）別表第3に規定する一の指定管理者に管理に関する業務を行わせる港湾施設の区分をいう。

### 提 案 理 由

物流等関連施設等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

### 参 考

#### 地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条 の 2 （第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略）